

2. 障害者手帳の交付



身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は、障害の認定のほか、各種福祉サービスを利用する場合に必要となります。



(1) 身体障害者手帳

対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫に障害のあるかた

内 容

身体障害者手帳は、身体に一定の障害のあるかたに対して、障害の程度により、1級から6級に該当するかたに手帳が交付されます。

必要書類

		写真	指定の 診断書	手帳	その他
初めて手帳を取得したいとき(交付申請書)		○	○		マイナンバーの分かるもの (個人番号カード、通知カード)
再交付	障害の程度が変更になったとき (再交付申請書)	○	○	○	
	障害が追加になったとき (再交付申請書)	○	○	○	
	有期認定のとき (再交付申請書)	○	○	○	
	手帳を紛失・破損したとき (再交付申請書)	○			
住所等変更	市内転居・転入で住所が変わったとき (居住地等変更届)			○	
	氏名が変わったとき(居住地等変更届)			○	
返還	本人が亡くなったとき 障害に該当しなくなったとき(返還届)			○	

- ・「顔写真」は、縦4cm×横3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影されたもの
- ・「診断書」は、身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師が記載した所定の診断書（記載されてから3カ月以内のもの）。
- ・市外に転出したときは、転出先の市町村に手帳を持参して、居住地の変更届を提出してください。

(2)療育手帳

対象者

おおむね 18 歳までに知的障害があると判定されたかた
 (発達期以降に発症した器質性精神障害等による知能の低下や適応障害の状態は、療育手帳での知的障害には該当しません)

内 容

障害の程度は、重度・最重度の場合は「A」、中度・軽度の場合は「B」に区分されます。

必要書類

	写真	手帳	その他
初めて手帳を取得したいとき(交付申請書)	○		※18 歳以上の新規申請の場合、 ・母子手帳の写し ・学校の成績票 ・成績証明 等 18 歳までの知的状況が分かる資料が必要
再交付 手帳を紛失・破損したとき (再交付申請書)	○		
住所等変更 市内転居・転入で住所が変わったとき (記載事項変更届)		○	
住所等変更 氏名、保護者が変わったとき (記載事項変更届)		○	
返還 本人が亡くなったとき 障害に該当しなくなったとき(返還届)		○	
再判定 手帳に次回判定時期が記載されているかた (交付申請書)	○	○	

- ・「顔写真」は、縦 4 cm×横 3 cm、脱帽、上半身、1 年以内に撮影されたもの
- ・市外に転出したときは、転出先の市町村に手帳を持参して、居住地の変更届を提出してください。
- ・新規申請や再判定時に、北児童相談所（十二所）や県子ども・女性・障害者相談センター（秋田市）で医師の診察や判定を受けていただく場合があります。



青色の療育手帳も、
 緑色の精神手帳も、
 秋田県マークの付いた
 赤いカバーに統一になります。



(3)精神障害者保健福祉手帳

対象者 精神疾患(てんかん、発達障害を含みます)により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約があるかた。

精神科の治療を開始した日(初診日)から6カ月以上経過した日から申請できます。

内 容 障害の程度により、1級から3級までに区分されます。有効期間は2年で更新が必要です。

必要書類

手続き	必要な場合	①申請書 ②記載事項変更届・ 再交付申請書	A 添付 書類	B 写真	手帳	C 個人番号 確認書類
新規申請	初めて手帳を受けるとき	①	○	○		○
更新申請	2年毎の更新をするとき	①	○	△注1	○	○
等級変更	障害の程度が変わったとき	①	○	○	○	○
紛失	手帳を紛失したとき	②		○		○
破損	手帳を破損したとき	②		○	○	○
住所変更	住所が変わったとき	② △注2		△注2	○	○
氏名変更	名前が変わったとき	②		○	○	○

注1 等級変更が伴う場合や手帳の記載欄に空欄が無い場合、また更新申請中も手帳を所持していたい場合は写真が必要です。

注2 県外から転入した場合の住所変更手続きは、届出に加え申請書及び写真の提出が必要です。

A 添付書類	ア、イ、ウのいずれか ア 精神障害者保健福祉手帳用診断書 (初診日から6カ月以上経過しているもので、作成日から3カ月以内のもの) イ 障害年金関係書類 ・年金証書、年金支払通知書、年金振込通知書のいずれかの写し ウ 特別障害給付金証書 ※障害等級照会同意書(イとウで申請する場合)
B 写真	「顔写真」は、縦4cm×横3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影されたもの。
C 個人番号 確認書類	マイナンバーの分かるもの (個人番号カードまたは通知カード等)

◆(1)(2)(3)の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20番地 大館市役所2階 5番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532